

# 世界レベルのイノベーション思考を実装した AI モデルを活用した スタートアップ・創業希望者への支援業務 委託仕様書

## 1 委託業務の名称

世界レベルのイノベーション思考を実装した AI モデルを活用した創業希望者、スタートアップへの支援業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 事業の趣旨及び目的

京都市は、国による「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」においてグローバル拠点都市に指定されており、令和7年6月には第2期グローバル拠点都市として継続認定を受けた。これに基づき、スタートアップの創出から成長に至るまでのシームレスな支援を行う、京都のスタートアップ・エコシステムを推進している。

スタートアップの創出・成長を加速させるためには、「人・企業・資金」を継続的に呼び込むとともに、個々のスタートアップが直面する不確実かつ複雑な経営課題に対し、データに基づいた迅速かつ精度の高い意思決定を行う仕組みが不可欠である。

スタートアップや創業希望者（以下、「スタートアップ等」と言う。）に対し、多角的なデータ分析、市場適合性の評価、ならびにグローバル展開を見据えた意思決定のサポートを行うため、本市職員とともに、世界レベルのイノベーション思考を実装した AI モデル（以下、「AI モデル」と言う。）を活用し、支援を行うものである。

## 4 業務内容・要件

本業務は、上記3（目的）の達成のため、次に掲げる事項を実施するものとする。事業の趣旨・目的を実現するために追加すべき取組がある場合は、積極的に提案するとともに、本市と協議のうえ、必要に応じて実施するものとする。

### (1) 業務内容

#### ア スタートアップ支援に活用する AI モデルの提供

本市職員が、スタートアップ等への支援業務で活用できる AI システムを提供すること。

※ 生成 AI の API を調達するのではなく、市職員が AI モデルを、庁内での支援者へのスタートアップの創業や成長支援に係る業務において、利用することができるインターフェース等を有したサービスを提供すること。

#### イ AI モデルの効果的な活用に係る支援

効果的に AI システムの活用を行うよう、本市職員に対し、導入・管理に係る伴走支援を行うとともに、本市とともに、スタートアップ等に対し、スタートアップ支援の知見を活かした助言等の支援を行うこと。

#### ウ 活用結果の分析及び報告会の開催

本市の今後の AI を活用したスタートアップ等への支援に資するよう、イで実施した支援結果の分析を行うとともに、市職員向けに報告会を開催すること。

### (2) AI モデルの要件

上記(1)アに係る業務について、少なくとも 次のア～カに掲げる要件を備えること。同要件以外に、予算の範囲内でスタートアップ等への支援に資する機能について、積極的に提案し提案書に記載すること。

#### ア 機能要件

- ・ 汎用の生成 AI では取得不可能なスタートアップの起業支援や成長支援に資する一次情報の取得、分析機能を有すること。
- ・ 創業予定者やスタートアップが検討している事業案やプロジェクトについて、関係者、制度要件、市場環境、財務性、実行体制、リスク要因など、複数の要因を構造的にモデル化し、実行前の妥当性検証を可能とする機能を有すること。
- ・ 単なる文章生成に留まらず、判断根拠、前提条件、制約条件、リスク要因、依存関係、評価軸など複数の要因を整理し、明確なロジックで、行政機関の説明責任に資する形で構造化し出力できる機能を有すること。
- ・ スタートアップ分野の実務経験者が、AI の分析結果を検証し、必要に応じて修正および再評価を行う仕組みを組み込むこと。

#### イ 言語モデル

現在一般利用可能な商用 AI モデルにおける、推論・言語処理性能の最上位クラス (OpenAI 社 o1/GPT-4o、Anthropic 社 Claude 3.5 Sonnet、Google 社 Gemini 1.5 Pro 等、およびこれらと同等以上の後継モデルを含む) の能力と同等以上の日本語文章生成能力を有すること。

#### ウ 利用環境

インターネットブラウザ (Microsoft Edge 及び Google Chrome ) から利用できる、日本語に対応したクラウドサービスである こと 。

#### エ ユーザーインターフェース (以下、「UI」という。)

- ・ テキストの直接入力および電子データ (PDF、ドキュメント等) のアップロードを行える UI を有すること。ファイルは 10～20 ファイル程度アップロード可能

なものとし、いずれの入力形式においても文字数やファイル数に応じた課金は行わないものとする。

- ・ 生成AIにより生成された文章（以下、「回答文章」という。）はテキスト形式とし、UI上に表示されること。
- ・ 回答文章に対し、各ユーザが追加の質問をした場合、先のプロンプト及び回答文章に関連した回答を生成し、UI上に表示されること。

#### オ 管理者機能

- ・ 管理者アカウント（1アカウント）を設定し、管理者において、ユーザアカウント（管理者を除く4アカウント以上とする）の登録、削除等の管理ができること。
- ・ 管理者において、契約期間中の利用状況を定期的に確認できること。

#### カ セキュリティ

以下の要件を満たすこと。

- ・ ユーザ認証（ID、パスワード等による認証）にて、操作者を特定できること。
- ・ IPアドレスの指定によるアクセス元の制御ができること
- ・ 通信は暗号化（TLS/SSL通信）に対応していること。
- ・ ユーザが入力したプロンプト、アップロードしたファイル等が、本市以外のユーザが使用するAIの再学習に利用されないようにすること。
- ・ 本サービスの利用状況やログ等のデータは、スタートアップ等の伴走支援に資するよう、管理者権限に基づき適正に取り扱うものとする。受託者は支援業務の品質向上および不具合への円滑な対応を目的として、本市が指定した範囲内で必要に応じて当該データにアクセスし、分析・活用を行うことができるものとする。
- ・ 契約終了日から3箇月経過後に、利用状況、ログ、アカウント情報等のデータを完全に削除すること（ただし、同一事業者が引き続き同種の業務を受託した場合を除く）。

### (3) AIモデルの効果的な活用に係る支援の要件

上記(1)イに係る業務について、少なくとも次のア～イに掲げる要件を備えること。支援内容や体制について、提案書に詳細を記載すること。

#### ア 本市職員への導入・管理に係る伴走支援

- ・ 管理者及びユーザの利用方法を記載したマニュアルを提供すること。
- ・ 本市からの問い合わせへのサポート体制を構築すること
- ・ サービスの保守情報をホームページ又はメール等で提供すること。

イ 本市スタートアップ支援施策の分析、立案等に係る支援

AI モデルを活用するとともに、スタートアップ支援に係るグローバルな知見を活かし、本市の求めに応じ、本市のスタートアップ支援に関する現状分析や施策立案を支援すること。

<支援内容（例示）>

- ・ グローバル・ベストプラクティス分析：AI ツールを用いた海外先進エコシステムの事例分析。ならびに、それらの成功要因を本市の施策立案にどう活用するかについての助言やレクチャー。
- ・ グローバル市場適合性分析：スタートアップの海外展開を見据えた、グローバル市場への適合性評価に関する考え方の提示や、必要に応じたレポート作成の支援。
- ・ 国際成長モデルの研究：海外大学発のディープテック企業の成長プロセスを参考に、本市のエコシステムにおいて活用可能なモデルの検証および分析。
- ・ スタートアップ都市としての国際競争力分析：海外の先行事例との比較を通じ、本市の国際ブランディングを向上させるための分析や、新たな施策案の提案。

ウ スタートアップ等への支援

- ・ スタートアップ支援の専門的な見地から、AI モデルを活用し、本市とともに、スタートアップ等に対し、それぞれのステージに応じた助言を行うこと
- ・ (3)アイの支援を含め、月に4時間程度の支援を行うこと。
- ・ 助言を行う対象は、主に以下を想定している。提案者に、対象毎のAI モデルを活用した助言内容を記入すること。

対象	想定される主な助言内容	対象者数※
中高生アントレサークル	中高生が検討しているビジネスプランの実践のための現状分析	10名程度
(参考) <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000352901.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000352901.html</a>		
京都学生起業家アクセラレーションスタジオ	大学生が検討しているビジネスプランの収益化のための現状分析	10名程度
(参考) <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000354104.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000354104.html</a>		
世界に羽ばたく社会課題解決型スタートアップ創出プロジェクト	一次審査（書類）通過事業者を対象とした最終審査会（プレゼン審査）に向けたピッチ資料作成	20事業者程度
(参考) <a href="https://www.astem.or.jp/entre/startup/app2025">https://www.astem.or.jp/entre/startup/app2025</a>		
京都市ディープテック事業化支援プロジェクト	ディープテックの事業化を目指す研究者及び起業家候補人材の事業化プランの構築	10名程度

(参考) <a href="https://avf.lne.st/kyoto-deeptech/">https://avf.lne.st/kyoto-deeptech/</a>		
京都スタートアップ・海外 展開支援プロジェクト	海外進出を目指すスタートアップの現 状分析	14 事業者 程度
(参考) <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000352970.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000352970.html</a>		

※ 対象者全員に助言を行うのではなく、具体的に助言する人数や方法（個別相談、イベント形式）は、上限時間（月 4 時間程度）の中で、本市と協議の上、決定する。

#### (4) 活用結果の分析及び報告会の開催に係る要件

上記(1)ウに係る業務について、少なくとも 次のア～イに掲げる要件を備えること。支援内容や体制について、提案書に詳細を記載すること。

##### ア 支援結果の分析

- ・ 今後の本市の AI を活用した産業支援のあり方に有益になるよう、(1)イで行ったスタートアップ等への支援を事例に、今後の本市の AI を活用した産業支援の方法を分析し、報告書を作成すること。

##### イ 報告会の開催

- ・ 本市職員や本市関係機関（産業支援機関）の職員を対象に、アで行った分析結果の報告会を開催すること。
- ・ 報告会は一般非公開とし、会場費は契約内に含めないものとする。

#### (4) 業務実施報告

本業務終了後、令和 9 年 3 月 31 日までに、報告書を提出すること。報告書作成にあたっては、本業務結果の分析内容を踏まえたものとするとともに、本業務の推進にあたって作成した成果物を添付すること。

## 5 成果物

業務終了後の提出書類は以下のとおりとし、紙資料については原本のほか、副本 2 部、電子データは本市が指定する記録媒体に収録して提出する。

- ・ 実績報告書
- ・ 収支決算書
- ・ 本業務で取得、利用又は作成した資料
- ・ その他、本市が指示するもの

※ 報告書には、実施概要、事業効果、課題とその対策を記載すること。なお、実施概要及び効果は、可能な限り定量的に記載すること。

※ 報告書等の作成に利用した各種資料については、電子データにて提出すること。

※ 電子データは Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、Adobe

Acrobat を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行うこと。

## 6 契約要件

### (1) 契約の形態

委託業務

### (2) 委託金額

10,000,000円（消費税及び地方消費税込）

### (3) 支払い

受託者からの請求により支払い、原則精算払いとする。

## 7 その他留意事項

- (1) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (2) 契約締結後、当該委託業務の全部または主たる業務の一部を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、別で定める様式により、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (3) 委託業務の開始から終了までの間、業務の円滑な実施のために、月に1回以上、本市と連絡調整を行うとともに、毎月、実施状況を書面等により、本市へ報告すること。
- (4) 当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

なお、進捗状況が思わしくない場合等、本市が事業実施方法や業務実施計画の見直しを求める場合には、対応すること。

- (5) 共同事業体で本業務を実施する場合は、同事業体の構成員の中から代表者を選定し、本市の窓口となるとともに、共同事業体内の正確な意思伝達を行うこと。
- (6) 受託者は本業務について秘密を守り、本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報（以下「情報」という。）は、本業務の履行以外に使用してはならない。また、情報は許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (7) 本委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (8) 本業務を通じて著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。本業務により生じた成果物の著作権については、本市に帰属させるものとする。
- (9) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

- (10) 本業務により生じた収入については、本市が収入するものとする。
- (11) 受託者は、本業務に係る監査が行われる場合は、協力すること。